

設計図書等に関する質問回答（令和 8 年 7 月 1 5 日発注分）

業 務 名		子育て支援センターうおずみ運営業務委託
1	質 問	見積限度額について 非課税業務の場合は非課税での見積額、課税業務の場合は税込みの見積額が見積限度額を超えてはいけないという理解でよいか。
	回 答	その理解でよい。
2	質 問	資格書について 支援センター業務部署で、勤務予定者の資格書の更新ができていない、もしくは旧姓の場合でも 4 月までに県へ届出が完了していたら申請中で提出して大丈夫か。
	回 答	支援センター運営業務については「保育士の資格、幼稚園教諭又は保健師の免許を有する者を常時 2 名以上配置し」となっており、書類審査のため提出書類において、それを証する書類として名簿及び資格書の証明証書の写しの提出が必要です。 旧姓の場合ですが、旧姓の証明書の写しでもかまいません。 保育士資格はあるが各都道府県への登録をされていない場合は登録をしていただかなければいけません。 登録の手続き中であり、4 月までには登録できる場合はその旨記載した理由書（業務受託申請書の代表者名で）を証明書のかわりに提出してください。
3	質 問	魚住は現在、利用者支援専門の方がおられますが、うおずみの支援センターの申請書提出を考えている場合、魚住の申請書と共の利用者支援専門員研修修了書も必要ですか。また他の施設に利用者支援専門員事業が追加されることもありますか。
	回 答	利用者支援専門員修了書は必要ありません。 次に、他の施設に利用者支援戦も認事業が追加されることがあるかについては、本運営業務委託とは関係ありません。
4	質 問	応募案内及び公告文 5 ページの提出書類のうち、①から③についての様式について詳しく教えてほしい。
	回 答	①の業務受託申請書は様式第 1－2 号、②の事業計画書は様式第 2－2 号、③の収支予算書は様式第 3－2 号です。
以下、質問はありません。		